

大洲市家庭用蓄電池等設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭用蓄電池等設備（以下「補助対象設備」という。）の導入促進を支援することにより、地球温暖化対策の推進及び市民の環境保全に対する意識の高揚を図るため、補助対象設備を導入した者に対して、予算の範囲内において大洲市家庭用蓄電池等設備設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、補助対象設備とは、別表第1に定める設備で、一般に販売されている未使用のもの（メーカー等の保証又は設置後のサポート体制が確保されているものに限る。）をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市の住民基本台帳に記載されている個人である者
- (2) 自ら居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に補助対象設備を設置する者
- (3) 世帯員全員が市税を滞納していない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

2 補助金は、一申請者に対して、補助対象設備の種類ごとに、1回限りの交付とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象設備の設置が完了した日から1年以内に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 補助対象設備の製品パンフレットの写し
- (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる前後写真（カラーに限る。）
- (4) 申請者の住民票（3箇月以内に交付されたもの）
- (5) 申請者を含む世帯全員の市税納税証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(手続きの代行)

第6条 申請者は、前条に規定する交付申請に係る手続について、補助対象設備を販売する者（以下「手続代行者」という。）に代行させることができる。

(補助金交付額の決定及び通知)

第7条 市長は、第5条に規定する補助金交付申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金交付額を確定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請者は、市長に補助金交付請求書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(処分の承認)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の対象となった設備等を法定耐用年数期間内に処分しようとするときは、あらかじめ市長に処分承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 前条の承認を受けないで設備等を処分したとき
- (3) 前3号に掲げるもののほか、市長が取り消す必要があると認めるとき

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする

(定期報告)

第12条 市長は、補助金を交付した者に対し、補助対象設備の使用状況等の報告を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係） 家庭用蓄電池等設備（補助対象設備）

補助対象設備の種類	要件
家庭用蓄電池（定置用リチウムイオン蓄電池システム）	次の要件を全て満たすものとする。 (1) 蓄電容量が1kwh以上で、リチウムイオン蓄電池部とインバーター等の電力変換装置とが一体的に構成されたシステムであること。 (2) 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有していると市長が認めたものであること。
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	次の要件を全て満たすものとする。 (1) 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気及び熱の供給を主目的としたシステムであること。 (2) 一般財団法人日本ガス機器検査協会の認証を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有していると市長が認めたものであること。

別表第2（第4条関係） 補助対象経費及び補助金の額

補助対象設備の種類	補助対象経費	補助金の額
家庭用蓄電池（定置用リチウムイオン蓄電池システム）	設備本体（蓄電池部、電力変換装置）、付属品（キュービクル、独自計測表示装置）、工事費（据付、配管工事等）	導入金額の1/10 （上限10万円）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体及び付属品（独自モニター等）、工事費（据付、配線、配管工事等）	導入金額の1/10 （上限10万円）

注 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。